〇紀南地方老人福祉施設組合管理者等の給与に関する条例

(昭和46年1月20日 条 例 第 5 号)

改正 平成8年2月26日条例第4号 平成17年4月1日条例第3号 平成18年8月3日条例第4号

(目的)

第1条 この条例は、管理者及び副管理者(以下「管理者等」という。)の給与、その他に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(管理者等の給与)

第2条 管理者等の給料年額は次のとおりとする。

管理者 15,000円副管理者 15,000円

(支給方法)

第3条 給料の支給方法は年1回とする。

(旅費)

- 第4条 管理者等が、公務のため旅行するときは旅費を支給する。
- 2 管理者等の旅費の支給額及び支給方法については、白浜町旅費規定の例による。

附 則(昭和46年1月20日条例第5号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和45年6月2日から適用する。

附 則 (平成8年2月26日条例第4号)

この条例は、公布の日から施行し、平成5年4月1日から適用する。

附 則(平成17年4月1日条例第3号)

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成18年8月3日条例第4号)

この条例は、公布の日から施行し、平成18年7月1日から適用する。